

令和8年度分

半田市サロン活動等推進事業補助金 交付申請書作成の手引き

提出期限 令和8年4月22日(水) <メール・郵送提出も可>

提出書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④個人情報保護に関する誓約書
- ⑤団体のPRシート

1 目次

半田市サロン活動等推進事業補助金の概要	P.2-3
①補助金交付申請書(様式第1号)の記入例	P.4
②事業計画書の記入例	P.5
③収支予算書の記入例	P.6
④個人情報保護に関する誓約書の記入例	P.7
⑤団体のPRシートの記入例	P.8
半田市サロン活動等推進事業の参加者名簿について	P.9
半田市サロン活動等推進事業補助金手続きの流れ	P.10
サロン活動等推進事業補助金Q&A	P.11

2 市ホームページから申請書類等をダウンロードする場合

ホーム > 健康・医療・福祉 > 健康・健診 > 健康づくり関連情報 > 高齢者の健康 > サロン活動等推進事業補助金について

<https://www.city.handa.lg.jp/kenko/kenko/1002313/1005515/1009568.html>

※提出する前に、P.11「サロン活動等推進事業補助金Q&A」をご覧ください、不備がないか確認の上ご提出ください。

3 送付先・問い合わせ先

健康課健康長寿担当

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

電話 0569-84-0662

Eメール kenkou@city.handa.lg.jp

令和8年度分

半田市サロン活動等 推進事業補助金の概要



サロン活動など交流や孤立防止に関する事業とは・・・

- (例)・サロン活動や地域ふれあい会など
- ・地域の人たちが集まって、交流のために集う場
 - ・特定の趣味によらず高齢者が気軽に参加できる場
 - ・運営スタッフが在籍し、コミュニケーションを図りながら市民同士の親睦を深めることができる場
 - ・広く市民に開かれ、特定の市民に限定しないこと

■補助対象となる事業

- (1) 年間の利用高齢者数が延べ240人以上であること。
- (2) 1年のうち少なくとも10以上の月にわたって事業を実施し、かつ、年間の実施回数が20回以上であること。
- (3) 1回当たりの実施時間は1時間以上であること。
- (4) 市内において事業を実施すること。
- (5) 介護予防活動支援のため、必要に応じて市主催の健康講座等を実施すること。

■補助対象とならない事業

- (1) 営利活動、政治活動又は宗教活動又はこれに類似する事業
- (2) 構成員のみで活動するなど参加者が限定される事業
- (3) 介護予防活動を介さない娯楽的な活動を主の目的とする事業
- (4) 法令又は公序良俗に反する事業
- (5) 市の委託契約に基づき実施する事業

■補助金の種類と内容

種 類	補助内容	条件・補助限度額
運営費補助	活動の運営に必要な経費 【参考】「補助金 Q&A」(手引き P.11)	年間の延べ利用高齢者数(市内在住65歳以上)が 240人以上720人未満 年額 34,000円 (上限)
		720人以上1,200人未満 年額 46,000円 (上限)
		1,200人以上 年額 58,000円 (上限)
立ち上げ 支援補助	活動を新たに開始するため 必要な経費	活動開始の初年度のみ 年額 30,000円 (上限)
施設利用 補助	半田市内の施設を利用する 場合に必要な施設利用料	年額 36,000円 (上限)

■計上できる経費一覧 【参考】「補助金 Q&A」(手引き P.11)

対象経費	具体例
消耗品費	事務用品(ノート、ファイル、コピー用紙等)、書籍や教材費など
食糧費	サロンでの交流に必要な市民に提供する飲料代など
印刷製本費	資料などの印刷代
光熱水費	会場や施設で使用する冷暖房代など
修繕費	サロン活動で利用している物品の修理代など
通信運搬費	補助金の申請書等の郵送料
機器借上料	機器や機材などの借り上げにかかる料金
講師謝金	介護予防活動やレクリエーション、健康講座等に係る講師謝金(外部講師又は指導者資格を保有する講師に限る。)

◎補助対象ではないもの

人件費、大会の景品、会議に係る経費、運営者側の飲食代、事務所の維持管理経費等は、補助対象となりません。

☞補助金の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、購入する前に半田市健康課までお問い合わせください。

■物品購入の方法について

補助物品を購入する際は、私物等とは一緒にせず購入するか、レシート・領収書を分けて購入してください。

令和8年度分
①補助金交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第8条関係）

封筒に印字されている4桁の「5」から始まるNo.をすべての書類に記入
※新規の団体は空欄

No. _____

半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書

ここは記入しないでください

半 田 市 長 様

（住所） 半田市東洋町二丁目●番地

代表者の情報を記入

（団体名） はんだげんきサロン

（代表者名） 半田 こん吉

（電話番号） 0569-21-●●●●

半田市サロン活動等推進事業補助金の交付を受けたいので、半田市サロン活動等推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業名称 はんだげんきサロン

2 事業期間 令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで

3 交付申請額 金 70,000 円

内訳 運営費補助 34,000 円

運営費補助 ※手引き P.3 参照
年間の延べ参加者数（市内在住65歳以上）により上限額が変わります。

立ち上げ支援補助 0 円

施設利用補助 36,000 円

施設利用補助
半田市内の施設が対象です。

立ち上げ支援補助
令和8年4月1日以降に、新たに団体を立ち上げ、事業開始する場合に申請できます。

令和8年度分 ②事業計画書

No. _____

事業計画書

実施団体名	はんだげんきサロン	
代表者氏名	半田 ごん吉	
連絡先	〒475-0817 半田市東洋町二丁目●番地 TEL (0569) 21-●●●●	
事業内容	開催日	第1・3木曜日 9:00~12:00
	実施場所	半田市東洋町二丁目1番地 はんだ区民館
	活動内容	サロンでの交流会、各種レクリエーション
	活動回数	年間 20 回
	年間の参加見込数	該当するものに○を付けてください。 240人以上 ・720人以上・1,200人以上
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 市内在住の65歳以上の参加見込数です。 </div>	

※上記の内容は、市民に公開されます。

【※注意：年度末の実績報告に向けて】
 実績報告時には、半田市在住の65歳以上の参加者数について、月ごとの「**延べ参加者数**」と「**実参加者数**」をご報告いただきます。
 合わせて、参加者名簿も提出をお願いします。

令和8年度分 ③収支予算書

No. _____

収支予算書

収入

(単位：円)

科目	金額	内 訳
半田市サロン活動等推進 事業補助金	70,000 円	I 運営費補助 34,000 円 II 立ち上げ支援補助 0 円 III 施設利用補助 36,000 円
計	70,000 円	

④ I, II, IIIはそれぞれ上限額がありますので、上回らないよう留意してください。

支出

(単位：円)

科目	金額	内 訳
I 運営費補助 (内訳) ・消耗品費	34,000 円	
・食糧費	1,000 円	ペーパータオル
・印刷製本費	2,800 円	教材音楽 CD
・光熱水費	6,000 円	コーヒー粉
・修繕費	4,200 円	お茶
・通信運搬費	4,000 円	はんだ区民館 冷暖房代
・機器借上料	1,000 円	資料コピー代
・講師謝金	15,000 円	健康講座講師代
II 立ち上げ支援補助	0 円	
III 施設利用補助 ・施設利用料	36,000 円	はんだ区民館使用料
計	70,000 円	

収入の合計と支出の合計を一致させてください。

収入欄「I 運営費補助」の金額を転記してください。

【支出（内訳）】補助を受けたい物品及び金額を科目ごとに記入してください。

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

令和8年度分 ④個人情報保護に関する誓約書

No. _____

個人情報保護に関する誓約書

半田市長 殿

私どもは、介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報保護法その他の法令を遵守するとともに、業務上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないことを誓います。

この業務で取り扱う情報は、重要な個人情報を含むことから、本件業務の従事者に対し、個人情報保護についての教育を徹底するとともに、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の厳格な管理のために万全の措置を講じることを誓います。

ここは記入しないでください

団体名と代表者氏名を
ご記入ください。

団体名 はんだげんきサロン

代表者氏名 半田 だし丸

令和8年度分 ⑤団体のPRシート

No. _____

団体のPRシート

ゆったりとした時間の中で美味しいコーヒーやお茶を味わいながら、地域のみんなと楽しく交流できます。初めての方も大歓迎！お待ちしております。

団体をPRするような文章を記載してください。
市のサロン一覧へ掲載いたします。

■半田市サロン活動等推進事業の参加者名簿について

令和8年度からは、より正確な活動状況の把握及び適切な支援につなげるため、参加者名簿の提出をお願いいたします。

なお、参加者名簿は年度末の実績報告時に提出ください。

また、個人情報取り扱いについて十分な配慮（管理等）を行ってください。

半田市サロン活動等推進事業 参加者名簿

団体名 (**はんだげんきサロン**) No. **5**) 枚目

参加日	氏名	65歳以上の方 方は○	お住まいの地域 (町名は市内の方のみ)		今年度の参加が 初めての方は○	サロンに来ると元気が もらえますか
1 4/1	半田 一朗	○	市外	半田市 住吉町		はい
2 4/1	青山 恭子	○	市外	半田市 星崎町		はい
3 4/1	岩滑 太郎	○	市外	半田市 岩滑中町		はい
4 4/15	半田 一朗	○	市外	半田市 住吉町		はい
5 /			市内・市外	半田市 町		はい
6 /			市内・市外	半田市 町		はい
7 /						はい
8 /						はい
9 /						はい
10 /						はい
11 /						はい
12 /			市内・市外	半田市 町		はい
13 /			市内・市外	半田市 町		はい
14 /			市内・市外	半田市 町		はい

- ・参加者は、以下の6項目を全てご記録ください。
 - ・前段の方の氏名が見えないようにする等、ご配慮をお願いいたします。
- ①参加日 ②氏名 ③65歳以上かどうか ④お住まいの地域
⑤今年度の参加が初めてかどうか
⑥アンケート「サロンに来ると元気がもらえますか」

令和8年度分

半田市サロン活動等推進事業補助金手続きの流れ

1 補助金交付申請

令和8年4月22日(水)まで

<提出書類>

- ① 半田市サロン活動等推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 個人情報に関する誓約書
- ⑤ 団体PRシート

2 半田市から補助金交付決定通知書（様式第2号）が届く（5月中）

領収書(レシート)
を大切に保存

※補助金の概算払い(前払い)を希望される場合
事前に健康課までお申し出ください。

3 半田市から半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告作成の手引き
及び実績報告様式が届く（2月下旬～3月上旬）

4 実績報告の提出

令和9年4月2日(金)締切予定

<提出書類>

- ① 半田市サロン活動等推進事業補助金実績報告書（様式第7号）
- ② 事業実績書
- ③ 収支決算(見込)書
- ④ 補助金精算払請求書（様式第9号）
- ⑤ 参加者名簿（半田市様式）
- ⑥ 領収書（レシート）の写し
- ⑦ 通帳の写し

5 補助金額が確定し、半田市から補助金確定通知書（様式第8号）が届く。
令和9年5月中旬から下旬ごろ入金

サロン活動等推進事業補助金Q & A

R8.4 半田市 健康課

●運営費補助に関する質問			
1	消耗品費	個人のパソコンで出席表などを作成・印刷した。 インク代や紙代は補助対象か。 また、パソコンの修理代は補助対象になるか。	【補助○】 運営のために使ったインク代や紙代は補助の対象です。 【補助×】 パソコン等の修理代は対象外です。
2	消耗品費	団体の活動を管理するために、パソコンやその周辺機器を購入したい。	パソコンやその周辺機器は、活動の内容に直接的な関わりが認められないため対象外となります。
3	食糧費	食糧費は、具体的に何が認められるか。	【○】 調理実習（お菓子作りなど）の材料費（消耗品費となります） 【○】 サロンで提供するお茶、茶葉、コーヒー（砂糖、フレッシュを含む）、ジュースなど 市民に提供するもの ただし、次の場合は補助対象外となります。 【×】 スタッフ等との会議や打ち合わせの飲食代 【×】 領収書のないもの （例：自動販売機で購入したものなど）
4	光熱水費	公民館のエアコン使用料は領収書が出ないが、補助対象になるか。	補助の対象です。 領収書がない場合は、『エアコン使用記録表』（使用日、金額の分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
5	印刷費	インク代や紙代は補助対象とのことだが、コンビニ等でコピーした場合、補助の対象になるか。	補助の対象です。 領収書がない場合は、『コピー代記録表』（使用日、金額、何をコピーしたか分かるもの）を作成し、年度末の実績報告時に領収書の代わりとして提出してください。
6	講師謝金	講師謝金としての基準はあるか。	講師謝金の支給基準の定めはありませんが、一般的な相場からかけ離れているもの、活動内容に即していないものは補助対象外です。 運営費補助に含めて計上してください。
7	講師謝金	講師謝金として計上できるものを具体的に教えてほしい。	介護予防、健康に関することや体力やレクリエーションの向上などに講師を招いた場合、謝礼を補助します。 半田市健康づくり連絡協議会のリーダーへの謝礼についても対象です。
8	対象外	補助対象外になるものを具体的に教えてほしい。	【一例】 【×】 備品購入費（3万円以上の物品） 【×】 人件費、大会の景品、親睦又は会議に係る経費 【×】 事務所の維持管理費、備品類（パソコンや周辺機器を含む） 【×】 個人の持ち物になるもの（ユニフォームや衣装を含む） 【×】 商品券、図書券などの金券 【×】 保険料 また、介護予防活動に直接的に関係のない費用も対象外です。 【×】 除草剤、殺虫剤、コートブラシ等のグラウンド整備用品 【×】 クーラーボックス、保冷剤等の冷却用品
●参加者数・実施回数に関する質問			
9	参加者数	団体の運営者（ボランティアなど）は、参加者数にカウントしてよいか。	運営者として活動することも介護予防につながるため、参加者数としてカウントすることができます。 （市内在住の65歳以上に限る。）
10	名簿	参加者名簿は提出する必要があるか。 また、名簿の指定はあるか。	令和8年度から、実績報告の際参加者名簿をご提出ください。 なお、参加者名簿は半田市指定の様式ですので、ご注意ください。

※補助の対象となるかどうか判断に迷うものがありましたら、事前に半田市健康課にお問い合わせください。